

騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について
(法第16条第2項第2号)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号の規定により、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

江別市長 三好昇

地域の類型	地域の区分
A	平成24年江別市告示第45号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B	指定地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）
C	指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域

備考

地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の定めるところによる。